

# トポリタン

## 震災がれきの 広域処理



池田 こみち氏 環境総合  
研究所顧問

1949年、東京生まれ、1986年、青山貞一氏(東京都市大学名誉教授)と環境問題専門のシンクタンクを設立。副所長を経て現職。

問もなく震災から一年半になるが、がれき全体の処理・処分(岩手・宮城・福島)全体で23%にすぎない。一方で、今年五月以降、広域処理の対象である宮城・岩手両県のがれき推計量は大幅に下方修正され「被災地域での処理の目処が立ったので、既に受け入れを開始している自治体以外の新規自治体への依頼は行わない」との政府筋からの発表もあった。にもかかわらず、依然としてこの問題は国論を二分し、反対するのは「日本人にあらず」という空気が根強い。いち早く受け入れを開始した東京都を例に、その実態を見てみたい。

都は、昨年六月に七十億円の補正予算を組み、都議会での議決を経て秋には岩手・宮城両県と相次いで協定を結び十一月から処理を開始した。全体で五十万トのがれきを受け入れるとし、平成二十四年度は百七億円、三カ年度で総額二百八十億円を見込んだ。

OPINION

だんろん

# 都の受け入れ 妥当か

五十万トの処理は、四十万トを産廃ルート、残り十万トを一廃ルート(二十三区内の清掃工場と多摩地域の灰溶融施設をもつ清掃工場)で引き受けることとした。一廃ルートは最終的には二十三区が五万トだが、多摩部は一万トに減らした。

しかし、相次ぐがれき推計量の下方修正により広域処理希望量のうち焼却処理対象量は、百七十五万トから五十万トへと七割減少。さらに宮城・岩手両県は、見直し前の推計量を基に「災害廃棄物処理業務」を大手ゼネコンJV等に発注し(総額約四千三百億円)、その中で仮設焼却炉三十一基(処理能力日量四千六百九十ト)を建設、七月から本格稼働させる。全焼却対象がれき量と仮設焼却炉の処理能力・稼働日数から計算すると、期限内(平成二十五年度末まで)にすべて現地だけで処理可能であることは明らかだ。

都は予算措置をしたが、実



産廃・一廃 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると、産業廃棄物(産廃)とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物のこと。一般廃棄物(一廃)は家庭や事業所から排出されるごみで産廃以外の廃棄物のことをいう。

際契約は被災県と都の外郭団体である東京都環境整備公社の間で行い、都は同公社に資金の貸し付けを行った。同公社は廃棄物処理施設管理事業等を行っているにもかかわらず、自らは処理を行わず民間産廃業者三社に破砕・分別を委託、三社は焼却ごみを東京臨海リサイクルパワー(東電を筆頭株主とする東電グループ会社)に随意契約で発注している。

被災県↓公社↓破砕・分別業者↓焼却処理業者↓東京都中央防波堤沖最終処分場(灰の埋め立て)という流れとなる。がれきの広域処理は既に必要ないにもかかわらず、都

の関連予算の八割が最終的に産廃ルートのために貸し付けられ、一廃ルートでは公社が区・市の一部事務組合に焼却処理を委託している。受け入れに手を上げた都は公社を利用して直接関与を避け、議会の議決も逃れており、都民や区・市の自治はないがしろにされている。

一部区民による監査請求も起こされた。広域処理は、その必要性、経済面・環境面からの妥当性についても疑問が多く、住民や基礎自治体の参加や合意形成を無視したものであり、全面的な見直しが必要である。

読者の皆様の「意見を募っています。首都圏編集部「談話誌発」係へ、  
フランス(G3: opinion@omg) / ニューズセンター(syutaken@kyo-np.co.jp) へ。